

《基金訓練》を実施しませんか

人材を確保し、事業を発展させよう。

人材を確保して世の中を変えよう。

公的資金で人材育成ができます。

また、受講生には月額 10 万円の支援金が交付されます。

NPO 法人市民福祉団体全国協議会

社団法人長寿社会文化協会

NPO 事業サポートセンター

担当 * 古賀久恵、田中尚輝

03 - 6809 - 1091 (市民協)

政府は新規の雇用を促進し、新しい産業をおこすための人材養成に取り組んでいます。NPO 法人市民福祉団体全国協議会と社団法人長寿社会文化協会(WAC)、NPO 事業サポートセンターは、提携して、この事業を促進し、明るい社会を形成できるように取り組みを始めました。

各地でご活躍の NPO でも実施できるようにお手伝いしますので、実施してみませんか。そして、よりよい人材を確保し、また、地域社会にとって必要な新規事業が形成されるようにしていきます。こうして、世の中がよくなる方向へ変えていきましょう。

NPO への社会的な期待は大きなものになってきています。それに応えるために少しばかり頑張りませんか。

目的:「人材育成」による雇用の確保、新産業(社会的企業)の形成 略称「基金訓練」

実施元:中央職業能力開発協会

名称:緊急人材育成・就職支援基金事業(略称:基金訓練) <http://www.javada.or.jp/>

事業概要:平成 21 年度～2年間 平成 23 年以降は新制度にて継続予定

認定分野:3コース(職業横断的スキル習得訓練コース、 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース、 社会的事業者等訓練コース)

今回、市民協、WAC、NPO 事業サポートセンターがアプローチするコース

□新規成長・雇用吸収分野等訓練コース基礎演習コース:6か月間、600時間

□社会的事業者等訓練コース:6か月間、600時間

受講生への支援

訓練コースの受講生 1 人当たり、月額 10 万円 (被扶養者がいる場合には 12 万円)の「訓練・生活支援給付金」が支給される。

(条件) ハローワークに求職登録している方、 雇用保険の「求職者給付」「職業転換給付金」を受給できない方、 世帯の主たる生計者の方、 申請時点の年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方、 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下の方、 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方、 過去 3 年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
また、 受給するためには、1 か月 8 割以上の出席が必要、 訓練日数が 10 日以下の場合には、その月は支給されない

実施法人

この基金訓練を実施する団体については、実績等の制約があるために、今回は社団法人長寿社会文化協会(WAC)とNPO 事業サポートセンターが申請団体となり、実務を現地の実施団体が行う。

認定される講座

労働者の雇用の安定・就職の促進に役立つもので、講座実績が一定程度以上あることが必要。

具体的には、公的職業資格、修士等の取得を訓練目標とする講座、または、これらに準じて訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能である講座。

なお、趣味的・教養的内容の講座や基礎的・入門的内容の講座は指定されない。

指定基準における「訓練効果の客観的な測定が可能な講座」とは

受講修了者の知識・技能の習得度の客観的把握を適切に行うことができる評価制度(各種資格試験等)を目標とする講座

例えば、公的機関または民間機関などの第三者が実施する能力評価試験等が目標となっていることが必要

講座(案)

●新規成長・雇用吸収分野等訓練コース基礎演習コースの一例

介護関連講座

●社会的事業者等訓練コースの一例

NPO 起業講座

地域プロデューサー養成講座

基金訓練を実施するには

訓練の計画を策定(WAC/市民協/NPO 事業サポートセンター)

↓

申請書は、都道府県センターに提出(各事務局)訓練開始の概ね2か月以上前

↓

都道府県センター内容を確認

中央職業能力開発協会(以下「中央協会」)に取り次ぐ

↓

中央協会にて審査

↓

審査結果(申請を行った機関に通知)

現地実施団体の業務

別紙、提出書類一覧と分担表をご参照ください。

費用は3か月単位で支払われます。講師料等はWAC などから送金します。3か月間待てない場合はご相談ください。

(取り組み団体のメリット)

訓練費用が支給される(訓練生1人当たり月額10万円)

受講生の数により「奨励金」の給付

受講生の研修費用を負担:本人は教科書代のみ

受講生に「訓練・生活支援給付金」(月額10万円)が交付される(条件付き)。